

2013

Mar, Vol. 152

News Letter

— 目 次 —

Plaza-iプロジェクト管理システム活用による社員の意識改革について

Windows8 および 2012 対応予定

ユーザフォームオプションマスター

Plaza-i 給与計算 Extended edition

Plaza-i 新機能－PNS 手形管理の充実

トレーニングのすすめ

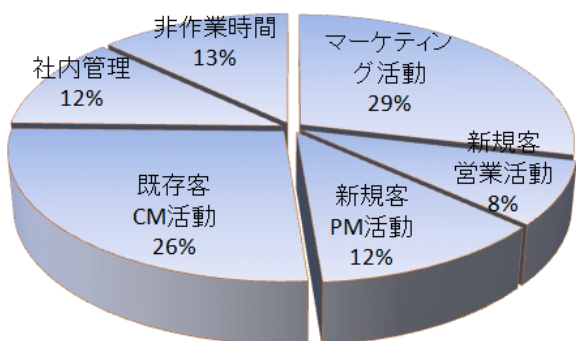
最新の Plaza-i バージョン情報

平成 25 年度税制改正大綱（法人税編）

平成 25 年度税制改正大綱

Plaza-iプロジェクト管理システム活用による社員の意識改革について

社員の意識改革のために、どのようなことをされていますか？弊社では、Plaza-iプロジェクト管理システムのタイムレポート（または業務日報、以下「タイムレポート」）を利用して、毎日の勤務内容を数値化し、社員の業績評価に連動させる事で、原価意識の向上をはかり、社員の意識改革を促しています。



上図は、ある社員の一年間の総勤務時間（出社～退社迄、以下「作業時間」）を、作業分類（タスク集計）毎に集計しグラフにしたものです。どんな職種の人だと思いますか？

弊社では全ての作業時間を、プロジェクトとその作業時間管理単位であるタスクに分解し、タスク・取引先毎にタイムレポートから毎日入力します。0.25H単位に入力していますが、内容によってはもっと細かい時間で入力する場合があります。

1年間を振り返り、自分はどこに時間をかけて、どのような価値を創出できたのだろうか？採算意識の薄かった社員にも、作業時間に対する価値創出の意識をもたせ、社員の自主的な意識改革に貢献しています。タイムレポート=コスト意識向上に繋がる瞬間です。

非作業時間とは、食事・休憩・休暇時間です。これにより会社に出社してから退社するまでの時間全てが、タイムレポートにより、記録されていきます。

それでは、実際どうやって全ての社員に浸透させていけばいいのでしょうか？タイムレポートの入力は大変で、時間もかかるのではと心配される方もおられるでしょう。弊社でも、最初は試行錯誤でしたが、毎年管理レベルを見直し、段階的に導入していきました。作業時間管理単位であるタスク分解レベルは、実務に合わせて

常に見直しをしています。弊社での導入経緯は以下の通りです。

最初は、労務費（標準賃率）で算出した原価金額で、原価率を検証しました。原価率に問題が発生しているプロジェクトは、どこに原因があるかタスク別に分析し、作業方法の見直しを進めます。

次の段階では、単価にこだわりました。請求段階で本来の理論上の請求金額を検証し、本来創出すべき価値を評価するのです。これらのデータ分析には、Plaza-i BAS ビジネス分析システムを活用しています。理論請求単価、請求金額と実質請求単価と実質請求金額の差異を分析します。実質請求単価が理論請求単価を下回った場合は未実現請求金額が発生、即ち未実現売上金額が出ている事となります。WBS（作業工程表）を精査し、進捗に影響が出ないように軌道修正をしています。

このような採算管理を継続的に実践することで、採算管理に対する社員の意識が向上しますので、作業品質の向上に繋がり、その結果原価低減にも貢献し、お客様の費用負担も軽減されるように努めています。

また弊社では、意識改革の継続的実践のために、社員の人事査定にプロジェクト管理システムのデータを活用しています。所属する部門（営業部門、コンサルティング部門、顧客サポート部門、技術サポート部門、システム開発部門、R&D部門、総務部門）のミッションにより、会社への貢献度の評価基準は異なりますが、1年間の作業時間から、どのような価値を創出できたのか、会社にどう貢献できたのかを、業績評価シートで、社員一人一人が作成し申告するのです。その結果、社員全員毎日積極的にタイムレポートを入力し、年に一度のカウンセリングを緊張感をもって、また期待感をもって望んでいるようです。

【業績評価シートの評価項目の紹介】

- ①創出した価値・業績
収益プロジェクト、非収益プロジェクト
- ②能力
評価期間において維持・増加した能力
- ③その他
創造価値と直接関連しない時間（庶務等）
- ④休暇
非作業時間（食事、休憩、休暇）
このような項目別に、プロジェクト、タス

クや取引先毎に時間集計し、どのような価値を創出したかを記載しています。

プロフィットセンターに所属する社員は、受注実績や売上実績、売上単価で評価。さらに、実際作業時間から本来創出される請求金額を試算し、実際請求額との差額は未実現価値として、その原因を分析し改善を促します。タイムレポートの入力から、収益情報との連携で、あらゆる角度から分析をしています。

コストセンターに所属する社員、例えば研究開発部門では、研究課題毎にプロジェクトを設定し、その進捗等を表すタスクで時間入力していますので、実際にどれだけの時間をかけて、研究課題に取り込めているか、今どの辺りの段階までできていて、あとどれくらいの時間で成果をだせるのか、常に分析しながら作業していますので、いいプレッシャーにもなっています。

これらの作業時間の実績は、予算策定の参考にもなっており、いろいろと忙しくて時間がかけられなかった等、言い訳ができないようになっています。毎月の経営会議でもチェックしていますので、問題が発生すれば、月次ベースで軌道修正をしています。

ビジネスにあわせて、プロジェクトやタスクの設定方法は異なりますが、現実に即した運用可能などころから利用ができますので、まずは時間集計から始めて見て見るのもいいかと思えます。

是非この機会に、社員の意識改革に貢献できる Plaza-i プロジェクト管理システムのご活用を検討されてみてはいかがでしょうか？タイムレポートは、経営に貢献できる分析ツールになり得ます。ご関心のある方は、是非サポート担当もしくは弊社営業部（03-5715-3315 内線 81）にご相談下さい。

Windows8 および 2012 対応予定

Windows8 と Windows Server 2012 が発売されてから半年程が経ちました。最新 OS に対する Plaza-i の対応予定をお知らせしたいと思います。

Plaza-i は Oracle データベースを利用したアプリケーションですので、Oracle 社のリリーススケジュールに依存しております。

Oracle 社のスケジュールでは、当該 Windows に対応するバージョンは 11.2.0.4 以上

となり、また、その時期は 2013 年 7 月から 12 月の間となるようです。

<http://www.oracle.com/technetwork/databases/windows/whatsnew/index.html>

上記 URL より『Statement of Direction: Oracle Database on Microsoft Windows 8 and Windows Server 2012』のリンクからご覧いただけます。

弊社でも Oracle 社が正式に対応を発表次第、Plaza-i 上の動作確認を速やかに実施する予定です。ご安心ください。正式対応のご報告まで、今しばらくお待ちいただければと存じます。

ユーザフォームオプションマスター

はじめに

平素は、Plaza-i をご利用いただき、誠にありがとうございます。

本稿では、V2.00.25 でリリースされた「ユーザフォームオプションマスター」について、ご紹介させていただきます。

ユーザフォームオプションマスター

ユーザフォームオプションマスターは、Plaza-i のフォームごとの、特定の動作について、定義されたオプション（以下、フォーム別オプションといいます）を、設定するマスターです。

フォームとは、メニューやボタンから開く画面のことで、帳票は含まれません。（帳票については、本マスターの帳票版である「ユーザ帳票オプションマスター」があります。）

伝票入力画面の、日付や担当者、組織など、特定の入力項目における、既定値セットの方法や、データチェックの方法は、業種業態、あるいは、業務管理方法により、最適な動作仕様が異なります。

こうした細かな業務要件と Plaza-i 動作仕様との差は、利用者による運用で調整・回避可能な場合も多いですが、利用頻度や利用者の多寡により、少なからず、業務効率に影響します。

一方、Plaza-i 側から見ると、細かな動作の違いを、秩序なくプログラムを開発して実装していくのは、開発、導入、保守の面から、やはり、効率が悪すぎます。

フォーム別オプションは、これらの問題を解決する仕組み・概念として開発されました。

すなわち、入力画面における細かい業務要件を抽象化・汎用化して、Plaza-i というプラットフォームに吸収し、業務要件にとって最適なシステム動作を実現し、提供します。またそれを、オプションスイッチ一つで切り替えることができるわけです。

フォーム別オプションが定義されているフォームにつきましては、USR ユーザ管理一セットアップメニューのユーザフォームオプションマスターで確認することができます。

各フォーム別オプションの詳細は、ユーザーズガイドの、各メニュー該当節の、「フォーム別オプション」(項)をご参照ください。(マスター画面がある USR ユーザ管理システムではないのでご注意ください。)

最新バージョン(2013年3月1日現在、V2.01.08)のフォーム別オプションが定義されているフォームの数は、下記の通りです。

システム		フォーム数
APS	債務管理	3
ARS	債権管理	6
DRS	物流在庫管理	7
GLS	一般会計	1
PRJ	プロジェクト管理	2
PUR	購買管理	7
SOE	販売管理	14
SVC	サービス業販売管理	3

今後、フォーム別オプションは、製品バージョンのリリースのつど、少しずつ増えていく予定です。

貴社のバージョンアップの機会に、本マスターについてご確認、ご検討されてみてはいかがでしょうか。

おわりに

フォーム別オプションは、会社別マスターとなりますので、特定のフォームの動作を、(ユーザ別ではなく、)処理対象会社全体で変更します。オプション値を変更する際は、十分にご注意ください。

Plaza-i 給与計算 Extended edition

Plaza-i 給与計算 Extended edition を皆さんご存知でしょうか。通常版との違いとしては、給与明細書などの紙媒体で出力していたものを電子化(PDF化)し、電子メールで送信できる機能をご利用頂けます。今回はその機能についてご紹介します。

どんな帳票が電子メール送信可能でしょうか

3つの帳票を電子メール送信可能です。具体的には、給与明細書・賞与明細書・源泉徴収票の3帳票です。

いずれもPDFファイル形式により電子メール送信できます。また、セキュリティ保護の観点よりPDFファイルにはパスワード設定が可能であり、ZIPファイル形式に圧縮することも可能です。更に、この圧縮したZIPファイルにもパスワード設定することができます。

このPDFファイル及びZIPファイルのパスワードは自動生成することができ、自動生成したパスワードを電子メールで各社員に通知する運用も可能です。この場合には、電子メールでのパスワード通知用パスワードを予め決めておきます。

各社員は電子メールにて給与明細書等を受け取った際には、別途送付されるパスワード通知メールにてパスワードを確認したうえで、ZIPファイルを解凍、PDFファイルにて給与明細書等を確認して頂きます。

逆に、この電子メール送信について給与担当者がPlaza-i 給与計算で行って頂く操作としては、送信先の社員コードを選択し、送信ボタンをクリックするだけです。

今まで印刷してから封入し配布(遠隔地の方へは郵送)まで行っていた作業がボタン一つに集約しますので、事務作業の負担効率化の観点から非常にメリットが高いです。

もちろん、ペーパーレス化も図れますので、コストパフォーマンスだけでなく、地球への環境を配慮した、エコロジーとしての効果もあります。

事前の設定が大変ではないでしょうか。

皆さん、電子メール送信というと、それだけで非常に設定が大変なイメージがあるかと思

います。

今回、ご紹介しております **Plaza-i 給与計算 Extended edition** の電子メール送信機能の設定は意外なほど簡単です。

まず、送信者の電子メールの設定ですが、こちらは通常のメールソフトと変わらない、もしくは設定箇所がわかりやすい分、むしろ **Plaza-i** での設定の方が容易に感じるほどです。

次に、メール件名・本文などメッセージを設定します。これもデフォルトでメッセージはご提供しますので、必要に応じてその文言等を修正するのみです。

あとは、送信先となる社員個別のメールアドレスと必要に応じて **PDF・ZIP・パスワード** 通知用のパスワードを設定すれば終了です。

念のため、事前にテスト送信（これもメニューとしてご用意がございます。）をしておけば、なお安心です。

前提として

所得税法の規定により、電子メールにて給与明細書等の交付を行う場合には、事前に受給者（交付を受ける方）から書面にて承諾を得る必要がございます。

また、（当然のことですが）メールの送受信を行いますのでメールサーバは必要です。

補足

源泉徴収票はあくまで **PDF** 出力となりますので、確定申告使用目的等の電子交付には対応しておりません。その点ご了承下さい。なお、確定申告で使用する場合には通常通り紙で出力して頂きます。

おわりに

Plaza-i 給与計算 Extended edition は有償オプションとなっております。給与明細書のペーパーレス化や印刷・封入・配布作業コスト削減など、もし、少しでもご興味のある方はぜひ弊社担当または弊社顧客サポート部 **03-5715-3315 内線 72** (support@ba-net.co.jp) までお気軽にご連絡ください。

Plaza-i 新機能－PNS 手形管理の充実

はじめに

今回は、**PNS** 手形管理システムに追加された機能についていくつかご紹介致します。

印紙税最適化、支払手形分割

Plaza-i V2.0.24 より、**APS** 債務管理システム内、支払手形一括編集メニューにて印紙税最適化処理（自動分割）に対応しました。

支払手形の印紙税の合計が最小になるように、システムが手形を自動分割します。



支払手形一括編集メニューの処理実行タブ、左下の分割ボタンを押し、支払手形分割画面から自動分割ボタンを押します。

支払先の要望等に応じ、手形金額を変更し分割可能です。

決済により確定するまでは何度も分割金額、枚数を変更することが可能です。

例えば、手形枚数 **5** 枚以内と指定し、印紙税総額が最小になる組み合わせで支払手形を分割生成することが出来ます。

支払手形決済時自動仕訳

Plaza-i V2.0.24 より、支払手形決済時に自動仕訳が作成される機能を追加しました。

この機能を使用するには、**USR** ユーザ管理システムのユーザオプション「**PNS：支払手形決済時仕訳転送区分**」を「使用する」にします。

「使用しない」の場合は、決済後、**JNL** 自動仕訳システムの支払手形自動仕訳メニューで決済時仕訳を作成します。（従来通り）

「使用する」の場合、支払手形一括決済処理

メニューで決済と同時に決済時仕訳も作成します。

受取手形決済時自動仕訳

支払手形と同様に、受取手形決済時にも自動仕訳が作成される機能を追加しました。

この機能を使用するには、**USR** ユーザ管理システムのユーザオプション「**PNS**：受取支払手形決済時仕訳転送区分」を「使用する」にします。

「使用しない」の場合は、決済後、**JNL** 自動仕訳システムの受取手形自動仕訳メニューで決済時仕訳を作成します。（従来通り）

「使用する」の場合、受取手形一括決済処理メニューで決済と同時に決済時仕訳も作成します。

トレーニングのすすめ

異動のシーズン、人の出入りが何かと多い季節ですね。4月に新入社員を迎えられる方も多いと思います。弊社も毎年数名の新入社員を迎え数か月にわたり研修に入ります。ユーザ様の中には毎年この時期に新入社員研修の一環として **Plaza-i** の基礎編トレーニングを受講される方もいらっしゃいます。

一方、「担当者の急な退職で満足な引き継ぎができないまま **Plaza-i** を使わなければいけなくなった」「前任者から引き継いだものの一回で覚えられなくて…」こんな方々からサポートのお電話を頂くことがございます。そのままお電話で1時間なんてことも・・・

そんな皆様、トレーニングをうけませんか？

Plaza-i のトレーニングは、**GLS** 一般会計、**APS** 債務管理、**FAS** 固定資産、**PYR** 給与計算において

- ・セットアップ編
- ・基礎編
- ・応用編

等各コースを体系立ててご用意しております。

外貨換算編や報告書編など、的を絞ったコー

スもございます。各コース3～4時間程度となっておりますので業務に支障がないよう組み立てられています。基幹系モジュールのトレーニングは、ユーザ毎に利用機能や業務手順が異なりますので、個別トレーニングを実施しております。また指定時間で希望内容を組み合わせるオリジナルトレーニングも承ります。

既に **Plaza-i** をお使いの方も、**Plaza-i** での日々の業務をより快適にするための再発見があるかもしれません。なんとなく使えてしまっているのもそのまま使い続けていらっしゃる方も、改めてトレーニングをお受けになると、「こんな便利な機能があったのか!」「なんだ、欲しいと思っていた機能あるじゃない!」などのお声を頂くこともあります。

弊社トレーニングルームにお越しただければ1回で7名様までご受講可能です。

詳細なお問い合わせはサポート担当もしくは弊社営業部（03-5715-3315 内線 81）までお問い合わせください。

最新の Plaza-i バージョン情報

平成25年3月8日現在までリリースしております最新のバージョン情報をお届けします。

Plaza-i.NET V2.01.08.03

Plaza-i 経費精算システム V2.01.08.03

Plaza-i 給与計算システム V2.0.4.33

なお、**Plaza-i 給与計算システム**は弊社ホームページ (<http://www.ba-net.co.jp/>)

NEWS and TOPICS にも掲載しております。

平成 25 年度税制改正大綱(法人税編)

平成 25 年度の税制改正大綱が平成 25 年 1 月 29 日に閣議決定されました。今回の税制改正のうち、法人税について特に重要な項目をご紹介します。

1.設備投資税制

(1) 生産等設備投資促進税制の創設

国内の生産等設備投資額を一定以上増加させた場合に、その生産等設備を構成する機械装置の取得価額の 30%の特別償却と 3%の税額控除が選択適用できる制度が創設されました。

①対象となる法人

青色申告書を提出する法人

②適用期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度（設立事業年度を除く）

③適用要件

上記②適用期間内に取得した生産等設備で、適用事業年度終了の日において有するものの取得価額の合計額が下記（ア）及び（イ）を超えること。

（ア）当期に償却費として損金経理した金額

（イ）前事業年度に取得した生産等設備の取得価額の 110%相当額

(2) 中小企業等の設備投資促進税制の創設

商業・サービス業及び農林水産業を含む中小企業等が経営改善に向けた設備投資を行う場合に、取得価額の 30%の特別償却又は 7%の税額控除が選択適用できる制度が創設されました。

①対象となる法人

下記の（ア）及び（イ）の要件を満たす法人。

（ア）青色申告書を提出する中小企業等※

（イ）商工会議所、認定経営革新等支援機関等による法人の経営改善及びこれに必要な設備投資等に係る指導及び助言を受けていること。

※中小企業等とは？

税制改正大綱では、適用対象者を「中小企業等」としています。現行の「中小企業等」の範囲と同一であるかどうかは、現段階では明らか

かではありません。

【参考：中小企業者等の範囲】

資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下である法人をいいます。ただし、次に該当する法人は、中小企業者等に該当しません。

・資本金の額又は出資金の額が 1 億円超である一の法人に発行済株式等の 2 分の 1 以上を所有されている法人

・資本金の額又は出資金の額が 1 億円超である 2 以上の法人に発行済株式等の 3 分の 2 以上を所有されている法人

②適用要件

平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に、指導及び助言を受けて行う店舗の改修等に伴い器具備品及び建物附属設備の取得等をして指定事業※の用に供すること。

（特例の対象となる資産）

・器具備品…1 台又は 1 基の取得価額が 30 万円以上のもの

・建物附属設備…一つの取得価額が 60 万円以上のもの

※指定事業とは？

指定事業とは、卸売業、小売業、サービス業及び農林水産業（これらのうち性風俗関連特殊営業及び風俗営業に該当する一定の事業を除く）をいう。

(3) 環境関連投資促進税制の拡充

環境関連投資促進税制について、その適用期限を 2 年延長するとともに、即時償却の対象資産にコージェネレーション設備が追加されました。

① 現行制度

環境関連投資促進税制は、法人がエネルギー環境負荷低減推進設備を取得した場合に、取得した設備の区分に応じて法人税の税額控除（中小企業者のみ）又は特別償却（即時償却）を選択できる制度であります。

② 改正案

現行では、「新エネルギー利用設備のうち一定の太陽光発電設備又は風力発電設備」について、平成 25 年 3 月 31 日までに取得したものに限り即時償却を受けられるものとなっていました。税制改正大綱では対象資産に熱電併給型動力発生装置（コージェネレーション設備）を加えた上、その適用期限を平成 27 年 3 月 31

日までに延長しました。

(4) 研究開発税制の見直し 😊

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度（研究開発税制）について見直しが行われました。

① 現行制度

研究開発税制は、試験研究費の額に応じて法人税の税額控除を受けられる制度であり、制度の主体となる「総額型」と上乗せの時限措置である「増加型」と「高水準型」があります。

・「総額型」…試験研究費の総額に対して8%～10%の税額控除

・「増加型」…試験研究費の総額に対して5%の税額控除

・「高水準型」…売上高の10%を超える試験研究費の額に対して一定の控除率の税額控除

② 改正案

「総額型」は、控除限度額の上限が平成23年度までの時限措置で当期の法人税額の30%となっていました。平成24年度からは法人税額の20%に引き下げられました。

税制改正大綱は、2年間（平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度）の時限措置として、この総額型の控除限度額の上限を当期の法人税額の30%に引き上げました。

2.人材育成・雇用対策

(1) 所得拡大促進税制の創設 😊

法人が国内雇用者に対する給与を一定以上増加させた場合、その増加額の10%の税額控除をできる所得拡大促進税制が創設されました。

① 対象となる法人

青色申告書を提出する法人

② 適用期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度

③ 適用要件

適用を受けるためには、下記の要件をすべて満たす必要があります。

(ア)適用事業年度の雇用者給与等支給額※1が、基準事業年度※2の雇用者給与等支給額よ

りも5%以上多い

(イ)雇用者給与等支給額が前事業年度の雇用者給与等支給額を下回らないこと

(ウ)平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を下回らないこと

※1 雇用者給与等支給額とは、各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与の支給額をいう。なお、国内雇用者からは法人の役員及びその役員の特殊関係者は除かれる。

※2 平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前の事業年度

(2) 雇用促進税制の拡充 😊

雇用促進税制が拡充され、税額控除額が増加した雇用者数1人につき40万円（現行20万円）に引き上げられます。また、適用要件の判定の基礎となる雇用者の範囲が見直されます。

① 現行の雇用促進税制の適用要件

・前期及び当期に事業主都合による離職者がいない

・当期末の雇用者数が前期末に比べて5人（中小企業者等は2人）以上増加していること

・当期末の雇用者数が前期末に比べて10%以上増加していること

・前期の給与総額を一定以上上回っていること

・雇用保険法に規定する適用事業を行っている

・ハローワークに雇用促進計画を提出し、その達成状況の確認を受けていること

② 適用要件における雇用者の見直し

現行では雇用者は、雇用保険一般被保険者のみとなりますが、税制改正大綱では、その対象に高年齢継続被保険者※が加わります。

※65歳に達する日以前に雇用されていた事業者に65歳に達した日以降においても引き続き雇用されている者

3.中小企業対策

(1) 交際費等の損金不算入制度の見直し 😊

平成25年4月1日以後開始事業年度から、交際費等の損金不算入制度における中小法人等※に係る損金算入特例につき、定額控除限度額

を 800 万円（現行 600 万円）に引き上げるとともに、定額控除限度額までの金額の損金不算入措置（現行 10%）が廃止されます。

※中小法人等とは？・・・期末の資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下である法人をいいます。ただし、完全支配関係のある大法人（期末の資本金の額又は出資の額が 5 億円以上である法人）に発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている法人は除きます。

平成 25 年度税制改正大綱

平成 25 年度の税制改正大綱が平成 25 年 1 月 24 日に発表されました。今回の税制改正のうち、所得税、相続税、贈与税について特に重要な項目をご紹介します。

1. 所得税

（1）最高税率の引き上げ🙄

最高税率が現行の 40%（課税所得 1,800 万円超）から、45%（課税所得 4,000 万円超）に引き上げられ、住民税と合わせた最高税率は 55%となります。

なお、平成 25 年 1 月 1 日以降は、上記税率に復興所得税が 2.1%加算されます。

平成 27 年分の所得税から適用されます。

課税総所得金額等		税率	控除額
	195 万円以下	5%	0 円
195 万円超	330 万円以下	10%	97,500 円
330 万円超	695 万円以下	20%	427,500 円
695 万円超	900 万円以下	23%	636,000 円
900 万円超	1,800 万円以下	33%	1,536,000 円
1,800 万円超	4,000 万円以下	40%	2,796,000 円
4,000 万円超		45%	4,796,000 円

（2）上場株式に係る軽減税率の廃止🙄

上場株式の配当・譲渡所得等に係る 10%の軽減税率（所得税 7%、住民税 3%）は、平成 25 年 12 月 31 日をもって廃止され、平成 26 年 1 月 1 日以降については 20%（所得税 15%、住

民税 5%）の税率となります。

2. 相続税

（1）基礎控除の引き下げ🙄

定額控除が 3,000 万円（現行：5,000 万円）に引き下げられるとともに、法定相続人比例控除も一人につき 600 万円（現行：1,000 万円）に引き下げられます。

例えば、法定相続人が 3 人のケースでは、現行は 8,000 万円（5,000 万円 + (1,000 万円 × 3 人)）まで非課税であるところ、改正後は 4,800 万円（3,000 万円 + (600 万円 × 3 人)）に非課税枠が縮小されます。

（2）小規模宅地等の特例😊

①特定居住用宅地等に係る特例の適用対象面積が 330 m²（現行：240 m²）に拡大されます。

②宅地等の全てが特定事業用宅地等（400 m²）及び特定居住用宅地等（330 m²）である場合には、特例の完全併用が可能になります。

改正前は特定事業用宅地等及び特定居住用宅地等がある場合には、一定の調整計算により適用対象となる限度面積を算出していましたが、完全併用が可能となることにより、特例の適用対象面積が増加することになります。

（3）税率の見直し🙄

課税価格 2 億円超については段階的に税率が引き上げられます。

最高税率は現行の 50%から 55%に引き上げられます。

課税価格	H26.12.31 以前	H27.1.1 以後
1,000 万円以下	10%	10%
3,000 万円以下	15%	15%
5,000 万円以下	20%	20%
1 億円以下	30%	30%
2 億円以下	40%	40%
3 億円以下		45%
6 億円以下	50%	50%
6 億円超		55%

適用時期は（１）～（３）いずれも平成 27 年 1 月 1 日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。

3. 贈与税

（１）税率の見直し 😊😞

相続時精算課税制度の対象とならない贈与財産に係る贈与税の税率構造が以下の 2 通りに区分されます。

最高税率は現行の 50% から 55% に引き上げられる一方で、父母や祖父母等からの少額の贈与については、税率が引き下げられます。

平成 27 年 1 月 1 日以後の贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。

① 20 歳以上の者が直系尊属（父母、祖父母、曾祖父母等）から贈与を受けた場合

課税価格	H26.12.31 以前	H27.1.1 以後
200 万円以下	10%	10%
300 万円以下	15%	15%
400 万円以下	20%	
600 万円以下	30%	20%
1,000 万円以下	40%	30%
1,500 万円以下	50%	40%
3,000 万円以下		45%
4,500 万円以下		50%
4,500 万円超		55%

② 上記①以外

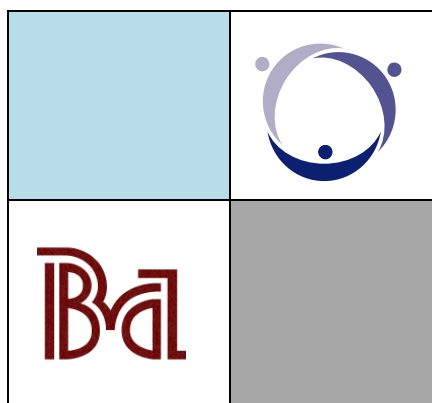
課税価格	H26.12.31 以前	H27.1.1 以後
200 万円以下	10%	10%
300 万円以下	15%	15%
400 万円以下	20%	20%
600 万円以下	30%	30%
1,000 万円以下	40%	40%
1,500 万円以下	50%	45%
3,000 万円以下		50%
3,000 万円超		55%

（２）教育資金の一括贈与に係る贈与税の非

課税措置の創設 😊

受贈者（30 歳未満の者に限る）の教育資金に充てるためにその直系尊属が金銭等を拠出し、金融機関に信託等をした場合には、信託受益権の価額又は拠出された金銭等の額のうち、受贈者 1 人につき 1,500 万円（学校等以外の者に支払われる金銭については 500 万円を限度）までの金額に相当する部分の価額については、平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に拠出されるものに限り、贈与税を課さないこととされます。

非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額については、受贈者が 30 歳に達した日に贈与があったものとして贈与税が課されます（受贈者が死亡した場合は非課税）。



Visit our web sites at

<http://www.ba-net.co.jp>

<http://www.aiwa-tax.or.jp>